資料 10

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の基本方針

１　提案の根拠・理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第31号）により地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、出産する被保険者に係る国民健康保険税の減額措置を新たに講ずることとなった。これに伴い、本市条例の一部改正を行うもの。

２　条例の内容

国民健康保険税について、出産する被保険者の出産予定日（又は出産日）の属する月（以下、「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には３か月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するための規定を設ける。

【参考】産前産後期間の保険税減額期間

単胎妊娠の場合

ｎ月－１	ｎ月	ｎ月＋１	ｎ月＋２
	●出産予定月		

多胎妊娠の場合

ｎ月－３	ｎ月－２	ｎ月－１	ｎ月	ｎ月＋１	ｎ月＋２
			●出産予定月		

減額期間

３　施行期日

令和６年１月１日から施行し、下記５の内容は公布の日から施行する。

４　適用区分

改正後の条例は、令和６年１月以降の期間に係る国民健康保険税について適用し、令和５年12月以前の期間に係る国民健康保険税については、なお従前の例によるものとする。

５　準備行為

附則において、出産する被保険者に係る届出を条例施行前から行うことができる旨の規定を設ける。